

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1 地域の災害想定リスク

(1) 地震

千葉県は近い将来（今後約100年程度）県内に大きな被害をもたらす可能性の高い三つの地震（東京湾北部地震、千葉県東方沖地震、三浦半島断層郡による地震）を想定した被害想定調査（平成19年度に実施）や今後30年以内に発生する確率の高い地震（千葉県北西部直下地震）被害想定調査（平成26・27年度に実施）によると、最も被害が大きい想定地震は千葉県北西部直下で、旭市においては市内の一部で震度6弱、大部分が震度5強となり、揺れと液状化で全壊20棟、負傷者70人と予測されている。

(2) 津波

千葉県では、過去に県内に大きな津波被害をもたらした1677年の延宝地震津波、1703年の元禄地震津波の浸水想定調査を行っており、元禄地震津波が発生した場合には、県道122号付近まで津波が遡上し、仁玉浜、飯岡漁港付近では2m以上の浸水があると予測されている。また、新川を遡上した津波は、仁玉川合流点付近（旭市井戸野）まで到達すると予測されている。

また、延宝地震津波が発生した場合には、新川を下田橋（旭市神宮寺）手前まで遡上するほかは、海岸及び漁港付近までの遡上と予測されている。

その他、千葉県では津波警報のレベル（津波警報3m、大津波警報5m、大津波警報10m）に対応した浸水深も予測しており、大津波警報10mのケースでは県道122号を越え、これより南側の地域が広範囲に2m以上浸水すると予測されている。

さらに、平成26・27年度の千葉県地震被害想定調査では、東北地方太平洋沖地震の割れ残りを考慮した房総半島東方沖日本海溝沿い地震の想定によると、市内の上永井地点では地震発生後39.6分後に6.8mの津波が到達し、110haが浸水すると予測されているが、この津波による人的被害・建物被害は発生しないと予測されている。

(3) 風水害

当市では令和元年の台風15号（房総台風）では、全半壊、一部損壊を含む2,333軒の住家被害、19,100軒の停電被害などが発生している。

また、傾斜地崩壊危険箇所が91箇所あり、これらは低地と台地の境界線の段丘崖等に分布している。これらの危険箇所のうち8箇所は、急傾斜地崩壊危険区域に指定され、防災工事や保全措置がとられているとともに、これらの危険箇所等のうち155箇所（令和6年8月2日現在）は、警戒避難体制を整備すべき土砂災害警戒区域に指定されている。

このほか、山腹崩壊危険地区（がけ崩れ）が32箇所あり、これらは主に下総台地と沖積低地の境界付近に分布している。

このような危険箇所の多くは、小規模事業者や中小企業者の多くが集積している

中心市街地や国道等の幹線道路等からは外れている。

(4) 大規模事故

近年の社会基盤の整備や産業の高度化により、自然災害だけでなく、社会的な原因による事故災害が発生し、住民生活に多大な影響を及ぼす危険性が増大している。

当市内及び周辺には、東日本旅客鉄道総武本線、成田国際空港等が存在し、海岸部では過去に船舶事故や油流出事故の被害を受けており、陸海空において大規模な事故が発生するおそれがある。

2 商工業者の状況 (令和6年4月1日現在)

(1) 商工業者数 2, 577人 (商工会による独自調査)

(2) 小規模事業者数 2, 082人 (令和3年度経済センサス)

内 訳

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
建設業	392	389	市内に広く分散している
製造業	235	185	工業団地内をはじめ、市内に広く点在している。
卸売業	152	83	点在している。
小売業	551	388	J R 旭駅周辺の商店街や国道等の幹線道路沿いに多くが集積している。
飲食・宿泊業	338	327	国道等の幹線道路沿いや海岸周辺の通り沿い、商店街周辺に多くが集積している。
サービス業	864	665	J R 旭駅周辺の商店街や国道等の幹線道路沿いに多くが集積している。
その他	45	45	市内に広く分散している
合 計	2, 577	2, 082	

3 これまでの取組

(1) 当市の取組

① 旭市地域防災計画の策定

当市では、災害対策基本法(昭和36年法第223号)第42条の規定に基づき、さまざまな災害に備えて旭市や防災関係機関等が全機能を発揮して、住民の生命、身体、財産を守ることを目的に、「旭市地域防災計画」を防災対策の総括的な計画として策定している。計画は総則編、地震・津波編、風水害編、大規模事故編及び資料編で構成されており、直近では令和4年3月に内容を一部修正している。

② 防災訓練の実施

津波から市民の生命を守るため、海岸沿線の住民等を対象とした津波避難訓

練を定期的実施するなど、当市では区（自治会）、事業所、防災関係機関等と協力し、防災訓練を実施している。

総合防災訓練・・・住民避難災害対策本部設置など

各種防災訓練・・・消防訓練、学校、保育所等で行う児童・生徒等の避難訓練など。

③ 防災備蓄倉庫の維持管理

災害時の避難場所となる小・中学校等に資機材及び食料及び医薬品等を確保するために整備した防災備蓄倉庫の適切な維持管理を行っている。また、備蓄物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなどの体制の整備に努めている。

④ 防災備品の備蓄

防災アセスメントの結果から備蓄目標を設定し備蓄に努めている。備蓄品は生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材などとし、計画的な備蓄に努め、選定に際しても地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮している。

(2) 当会の取組

① 東日本大震災で被災した事業者への義援金の配分

② B C P（事業継続計画）に関する各種施策の周知

③ 損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進

④ 被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）

⑤ 日本政策金融公庫や県・市などの公的な各種融資制度の斡旋

⑥ 国、県及び市が行った商工業関係被害状況調査への協力

II 課題

(1) 当市の防災計画では、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者一覧に商工会の取り組むべき内容が記載されているが、その内容は商工業関係被害状況調査の協力や救援用物資、復旧資材の確保についての協力、融資希望者のとりまとめ・斡旋等と漠然的な記載にとどまっている。災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、当市と当会の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制等の構築等が必要となっている。

(2) 当会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、千葉県商工会連合会等との応援体制の構築等が必要となっている。

(3) B C P（事業継続計画）を策定している小規模事業者はフランチャイズに加盟しているコンビニ等のごく一部に限られており、小規模事業者のほとんどが策定していない。

- (4) 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

Ⅲ 目標

- 1 発災時における連絡を円滑に行うため、当市と当会との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 2 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう当会における体制と千葉県商工会連合会等の関係機関との連携体制を構築する。
- 3 BCP（事業継続計画）策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対して災害リスクの認識と事前対策の必要性を周知する。
- 4 各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険やBCP（事業継続計画）作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和7年4月1日～令和12年3月31日)

II 事業継続力強化支援事業の内容

1 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 当会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ② 市広報や商工会報、当会のホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCP（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ BCP（事業継続計画）策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象にBCP（事業継続計画）策定個別相談会を開催する。
- ④ 当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。
- ⑤ 当会経営指導員を中小企業大学校東京校が専門研修として開催する「BCP（事業継続計画）策定研修会」へ派遣する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和2年度に危機管理マニュアルを作成

(3) 関係団体等との連携

- ① 損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会を毎年度開催する。
- ② 金融機関等の関係機関へハザードマップや損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。
- ③ 被災した小規模事業者が低金利融資を受けられるように、金融機関と協力、連携を図る。
- ④ 被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて建設・設備等の関連団体と連携する。

(4) フォローアップ

- ① 中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化認定企業」に対してその取組み（策定したBCP計画の遂行）を支援する。
- ② BCP（事業継続計画）策定個別相談会に出席した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP（事業継続計画）策定に向けて具体的に支援する。
- ③ 当会に事業継続力強化支援協議会（構成員：当市担当者、当会正副会長）を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCP（事業継続計画）への取組み状況等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、当市と当会とで連絡ルートの確認等を実施する。なお、毎年当市主催による大規模な防災訓練が実施されるため、当該計画に係る訓練は必要に応じたの実施とする。

(6) 防災備品の購入

毎年度、当会財源の可能な範囲内で自然災害等による停電等に備えて発電機や携帯充電用備品、ブルーシート等の防災備品を購入する。

防災備品 購入一覧（計画期間内に順次購入）

備品名	数量	備品名	数量
w e b 会議用機材 (カメラマイク)	7 台	パソコン	2 台
w e b 会議用機材 (ソフト)	1 個	ポケット wi-fi	3 台
懐中電灯	5 個	扇風機（夏季用）	10 台
発電機	1 台	防寒具（カイロ等）	15 箱
蓄電器	2 台	電気ポット	5 台
携帯電話充電器	5 台	飲料水（20）	500 本
ブルーシート	150 枚	救急セット	5 セット
土嚢袋	150 枚	消毒液（100）	3 本
携帯ラジオ	2 台	体温計（非接触型）	3 本
乾電池	100 本	マスク	1,500 枚

(7) その他

- ① 重要なデータの適切な保管と情報収集・発信手段等を整備する。
- ② 緊急時に必要な資金を確保する。（引当金として計上）

2 発災後の対策

自然災害等発災時には、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 当会事務局長は、発災後3時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。
※事務局長が被災した場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。
- ② 業務従事が可能な当会職員が把握した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）は当市と当会で共有する。

(2) 応急対策の方針決定

- ① 当会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする、
- (ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
 - (イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。
 - (ウ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。
- ② 当会職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は、次のとおりとする。

地区名	役職名	人数	応急対策の内容
旭地区	理事	2人	大まかな被害状況の把握等
飯岡地区	理事	2人	〃
海上地区	理事	2人	〃
干潟地区	理事	2人	〃

- ③ 当会による大まかな被害状況の把握は2日以内を実施し、その状況を当市と当会で共有する。

(旭市と旭市商工会で共有する被害規模等の目安)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない

※連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考えます。

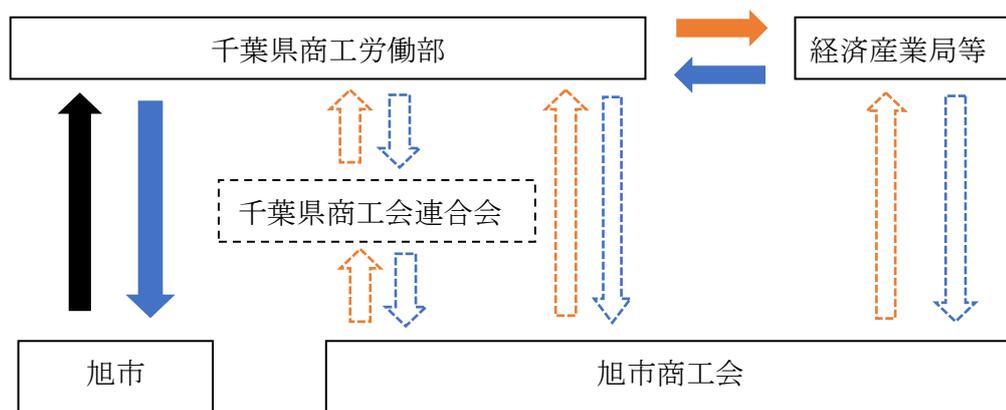
- ④ 旭市と旭市商工会は災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回以上共有する。 必要に応じて追加する
2週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

※電話・FAX・メール・携帯等による通常の連絡が不通の場合には商工会が直接市役所を訪問し、被害情報等を報告する。

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

- (1) 自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。



- (2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。
当市及び当会からの要請等に基づき、当会の役員と職員が二次被害を防止するための諸活動を実施する。

※役員は被災地域以外の者とする。

- (3) 当市と当会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について次のとおりとする。

① 確認方法

当会の役員及び職員で構成する「災害復旧支援班」を地区ごとに組織し、被災事業所を実訪してヒアリング調査等を実施する。

構成員／班長：役員1名 班員：役員1名、職員1名

※役員は被災地域以外の者とする。

② 被害額の算定方法

被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、当市と当会であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

- (4) 当市と当会が共有した上記の（2）及び（3）の情報は千葉県の指定する方法にて当市より千葉県へ報告するとともに、当会より千葉県商工会連合会に報告する。

- ### 4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援
- 当会による支援は次のとおりとする。

- (1) 当会の大会議室等を避難場所として開放する。
- (2) 当会の電源を携帯電話充電のために開放する。
- (3) 当会の発電機等機材を貸出する。
- (4) ブルーシート等を配布する。
- (5) 経営や資金繰り等の相談窓口・特別相談窓口の開設について旭市と相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- (6) 当会は、国から依頼を受けた場合は安全性が確認された場所において、経営や資金繰り等の相談窓口・特別相談窓口を設置する。
- (7) 前記3の(3)で収集した被害状況等をもとに、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- (8) 応急時に有効な被災事業者施策(国、県、市の施策)を地区内小規模事業者等へ周知する。
- (9) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策(国、県、市の施策)の説明会及び個別相談会を開催する。

5 地区内小規模事業者に対する復興支援

- (1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者を支援する。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- (3) 被災小規模事業者が補助金や助成金、給付金等を申請する場合の書類作成等を支援する。
- (4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資等の融資を斡旋する。
- (5) 事業再建計画の策定を支援する。

6 感染症対策

新たに発生が予想される感染症対策は次のとおりとする。

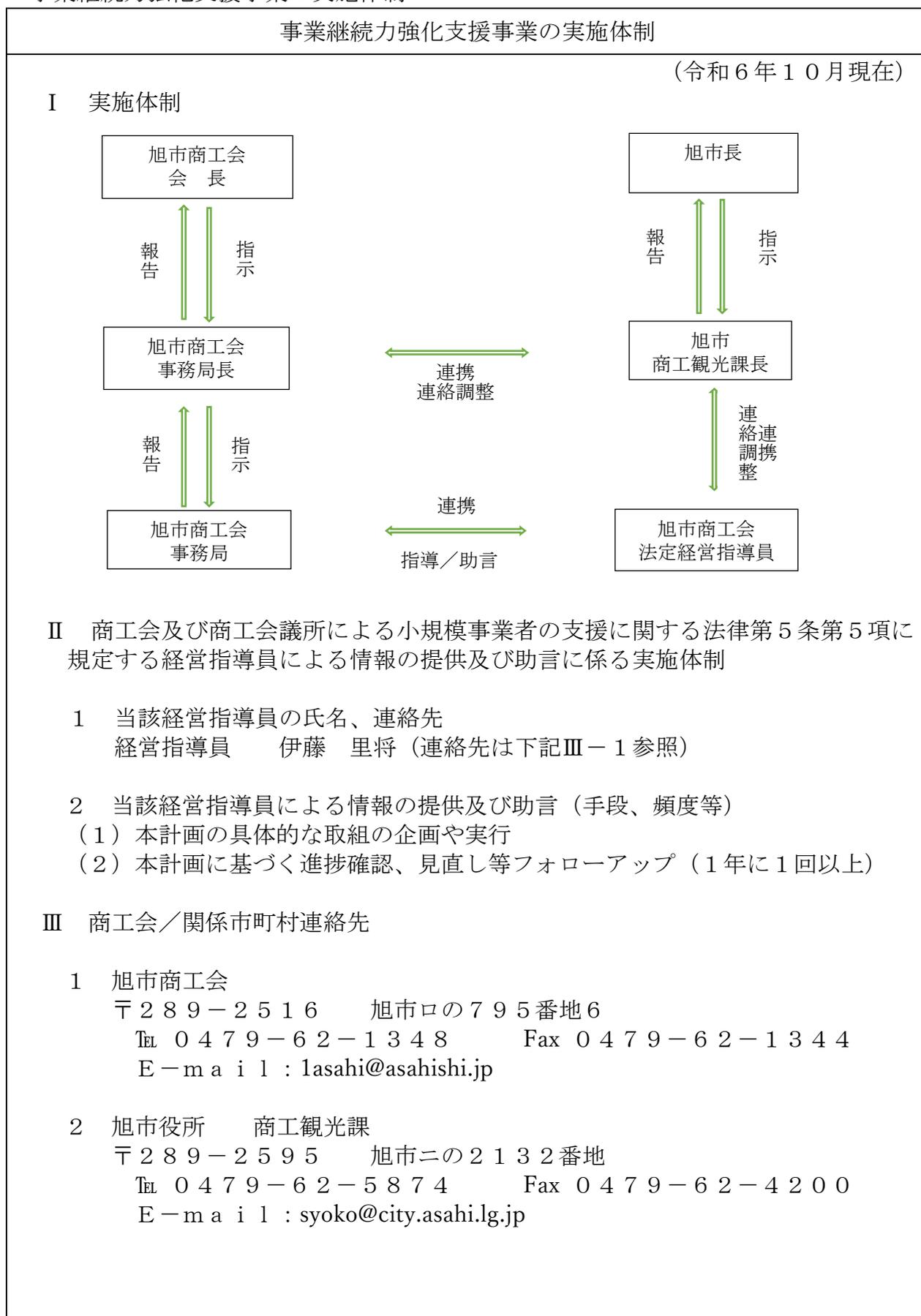
- (1) 事前の対策
 - ① Web会議や交代勤務(在宅勤務)の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
 - ② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。
(注) 前記Ⅱの1の(6)の主な防災備品購入一覧に記載のとおり
- (2) 流行時の対策
 - ① 当会職員をグループごとに編成し、交代勤務(在宅勤務)を導入する。
 - ② 通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。
 - ③ 消毒液やマスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。
 - ④ 当会職員のいずれかが感染した場合は県や保健所等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

7 その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	137	280	385	355	340
BCP策定個別 相談会開催費 通信費他	120	120	120	120	120
防災備品 購入費	17	160	265	235	220

調 達 方 法

会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金、旭市育成補助金等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
千葉県火災共済協同組合 代表理事 寺下 俊哉 千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル2階 Tel. 043-201-3033 FAX. 043-221-8830
連携して実施する事業の内容
① 災害リスクの周知と損害保険の加入個別相談会の開催 ② 損害保険見直しのための個別相談会の開催
連携して事業を実施する者の役割
① 災害リスクの周知と損害保険の加入個別相談会へ職員を派遣 ② 損害保険見直しのための個別相談会へ職員を派遣
連携体制図等